

山口県報

令和8年
3月24日
(火曜日)

目 次

○告示

洪水浸水想定区域の指定（河川課）……………二五
洪水浸水想定区域の指定に関する告示の一部を改正する告示（六件）（河川課）……………二五



山口県告示第百五十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
錦川水系御庄川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
錦川水系古宿川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名 称
錦川水系保木川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名 称
錦川水系竹安川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名 称
錦川水系近延川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名 称
錦川水系下畑川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系渋前川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系伊田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系根笠川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系野谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系赤瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系小杉川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系渋谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系宇塚川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系本谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系岡之迫川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系延ヶ原川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系府谷川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系木積川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系大野川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系宗津川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系大原川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系寂地川

二 指定 of の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of の名称

錦川水系大谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系桜木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系有仏谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系木谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系金峰川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系長谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系阿田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系須々万川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系田代川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

錦川水系坂根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

東川水系東川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

富田川水系神代川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

富田川水系川曲川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

夜市川水系的場川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

新川水系新川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

江川水系江川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

江川水系旧江川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

河内川水系河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三角田川水系三角田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系貞恒川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系植生口川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系願王寺川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系七見川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系貴飯川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系久野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系出ノ口川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系高地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系山瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系真菰川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系歌野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系江良川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系本浴川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系日野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系三ツ杉川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系山本川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木屋川水系山田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系稲見川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系丸山川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系白根川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系今出川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系木津川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系安田川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
木屋川水系七重川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
浜田川水系浜田川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名称
神田川水系員光川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

神田川水系伊毛川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

新川水系新川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

前田川水系前田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

明見田川水系明見田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

綾羅木川水系楠乃川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

綾羅木川水系砂子多川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

綾羅木川水系勝谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

綾羅木川水系前勝谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

梶栗川水系梶栗川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

友田川水系横野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

西田川水系西田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

永田川水系永田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

草場川水系草場川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

黒井川水系黒井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

黒井川水系厚母川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

吉永川水系吉永川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名 称

吉永川水系野田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
二見川水系二見川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
矢玉川水系矢玉川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
荒田川水系荒田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
島戸川水系島戸川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
沖田川水系沖田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
沖田川水系立目川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
沖田川水系大音川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
栗野川水系滑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
栗野川水系神出川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系大田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系奈路子川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系開作川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系佐野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系一ノ俣川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系宇内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系岩滑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

栗野川水系呉ヶ畑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

浅井川水系浅井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

浅井川水系干ヶ場川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系阿惣川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系堀江川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系久富川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系亀田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系黒川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系炭床川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

掛淵川水系滑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小田川水系小田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

本郷川水系本郷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

走下川水系走下川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

深川川水系大河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

深川川水系大寧寺川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

深川川水系大地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

浅田川水系浅田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三隅川水系姫田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三隅川水系辻並川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三隅川水系追分川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

三見川水系三見川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

大谷川水系大谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系新川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系月見川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系大屋川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系小松江川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系立野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系一升谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系惣田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系桑ノ木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系小野山川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系遠谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系佐々並川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系舞谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系浅ヶ谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系小松ヶ谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系日南瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所

に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系黒ヶ谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系後畑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系成川川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系開作川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系高津川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系佐々連川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系麦谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事
務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系井手ヶ迫川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系平わらび川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系赤松川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系白井谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系長尾川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系尾ノ坂川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系惣津川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系藤目谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系後井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系金拳川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
 に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系江舟川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系野戸呂川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系中の谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系北畠川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系月の木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系奥沢田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系正地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系矢柱川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

阿武川水系田野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系入谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系篠目川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系三谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系朴川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系熊ヶ瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系長谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系下谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系市川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
阿武川水系沖田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
阿武川水系市場川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
阿武川水系不幸寺川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
阿武川水系油免川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
阿武川水系井戸川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
庄屋川水系庄屋川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
大井川水系猪之熊川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
大井川水系奈口川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
大井川水系福井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系桜川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系殿川川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系堀越川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系松の木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系宇生賀川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

郷川水系奈古谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

木与川水系木与川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

宇田川水系宇田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

宇田川水系つづら川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

白須川水系白須川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

またかた川水系またかた川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

須佐川水系唐津川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

津田川水系津田川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

江津川水系江津川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

田万川水系市味川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

田万川水系稗田川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

田万川水系松崎川

二 指定 of 区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川 of 名称

田万川水系丸山川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系大山田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系保田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系大浴川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系宇谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所

に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系大江後川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系市丸川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系鈴野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

田万川水系田別当川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十四号

- 一 河川の名称
田万川水系榎木川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

洪水浸水想定区域の指定に関する告示(平成三十一年山口県告示第四号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。
錦川水系錦川に関する部分を次のように改める。

- 一 河川の名称
錦川水系錦川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事
務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 錦川水系生見川に関する部分を次のように改める。
- 一 河川の名称
錦川水系生見川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務
所に備え置いて縦覧に供する。)
- 錦川水系本郷川に関する部分を次のように改める。
- 一 河川の名称
錦川水系本郷川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務
所に備え置いて縦覧に供する。)
- 錦川水系佐川に関する部分を次のように改める。
- 一 河川の名称
錦川水系佐川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務
所に備え置いて縦覧に供する。)

錦川水系洪川に関する部分を次のように改める。

- 一 河川の名称
錦川水系洪川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務
所に備え置いて縦覧に供する。)
- 阿武川水系阿武川に関する部分を次のように改める。
- 一 河川の名称
阿武川水系阿武川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事
務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 阿武川水系明木川に関する部分を次のように改める。
- 一 河川の名称
阿武川水系明木川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

阿武川水系蔵目喜川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

阿武川水系蔵目喜川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

阿武川水系生雲川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

阿武川水系生雲川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十五号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第九十一号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

綾羅木川水系綾羅木川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

綾羅木川水系綾羅木川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十六号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第二百七号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

友田川水系友田川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

友田川水系友田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十七号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第三百十八号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

木屋川水系木屋川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

木屋川水系木屋川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに下関土木建築事務所及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

木屋川水系田部川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

木屋川水系田部川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

掛淵川水系掛淵川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

掛淵川水系掛淵川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

掛淵川水系大坊川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

掛淵川水系大坊川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十八号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和二年山口県告示第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

須佐川水系須佐川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

須佐川水系須佐川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

田万川水系田万川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

田万川水系田万川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十九号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和三年山口県告示第百七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

神田川水系神田川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

神田川水系神田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

川棚川水系川棚川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

川棚川水系川棚川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

粟野川水系粟野川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

粟野川水系粟野川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

泉川水系泉川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

泉川水系泉川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

深川川水系深川川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

深川川水系深川川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

三隅川水系三隅川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

三隅川水系三隅川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

大井川水系大井川に関する部分を次のように改める。

一 河川 の 名称

大井川水系大井川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)